

# 「交通事故の被害者・加害者にならないために」

春日部市立武里中学校

## 1 「交通事故防止5つの行動」の実行 ～自転車に乗るとき、歩くとき、いつも心にこの5つ～

**もしかして 危険予測**  
〇〇かもしれない、という意識を持つ。(起こり得る危険を予測する)

**とまる 一時停止**  
「止まれ」の標識への意識を持ち、速度ゼロにして完全に止まる。

**みる 安全確認**  
左右、前後、まわりが安全かどうかを自分の目でしっかり見る。

**まつ 安全確保**  
心・時間にゆとりを持ち、安全が確保されるまで、人や車が通過するのを待つ。

**たしかめる 再確認**  
安全に横断、通行ができるかどうか、もう一度、よく確かめる。

## 2 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る  
(2人乗り、並進の禁止、夜間はライトを点灯  
交差点での信号遵守と一時停止、安全確認)
- 5 13歳未満の子供のヘルメット着用  
⇒通学、部活動の大会参加等も着用



## 3 自転車損害賠償保険等への加入義務

平成30年4月1日から「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の一部が改正され、自転車保険への加入が義務になりました。  
※保険未加入の自転車の使用は認めません。(通学、部活動等)